

# 確定申告の準備を始めましょう！①

～医療費控除を受けるには？～

毎年、確定申告に必要な書類を揃えていただいておりますが、直前になると忘れてしまうものもあるかもしれません。そこで、今からでも来年の申告に向けて少しずつ準備できることを2カ月に分けてお知らせします。

今月は医療費控除についてご紹介します。下記を参考にまとめてみてください。

## 対象となる医療費は？

医師などによる  
診療代や治療代

介護施設などの負担額  
(介護保険サービス費用)

出産費用

治療・療養に必要な  
医薬品の購入代

医療用器具の  
購入代

美容整形や健康増進を目的として支払った費用、予防接種、診断書料などは対象となりません。また介護保険のサービス費用なども全額が医療費控除の対象となるわけではありませんので、ご注意ください。

※上記は一例ですので、詳細はお問い合わせください。

## 医療費控除とは？

本人または本人と生計を同一にする家族のために医療費を支払った場合、一定の金額を所得から控除することができます。これを「医療費控除」といいます。

1年間(1月1日から12月31日まで)に支払った医療費が対象で、生計が同一である家族の医療費を合算することもできます。

※合算した場合、医療費控除を受けられるのはお一人となりますのでご注意ください。

## 医療費控除を受けるには？

医療費控除を受けるには申告が必要です。次の書類をそろえて申告をしてください。

### 収入が分かる書類

《給与や年金収入がある方》

源泉徴収票(原本)

《営業・農業などの事業収入がある方》

事業所得の収支内訳書など

※営業・農業収入があって役場で申告される方は申告時に収支内訳書も作成しますので、医療費の領収書をまとめてお持ちください。

### 医療費の明細書

◆今年度から申告書への領収書の添付は必要なくなり、明細書の添付が必要となりました。

※健康保険組合などが発行する医療費通知でも代用が可能です。

◆役場(申告会場)で申告書を作成される場合、明細書を作成するのに1年間に支払った医療費の領収書が必要となりますので、ご持参ください。

◆医療を受けた人ごと・病院ごとにまとめると、明細書をスムーズに作成できます。

◆申告書への領収書の添付は必要なくなりましたが、領収書の5年間保管が義務付けられているので大切に保存してください。

※健康保険組合などが発行する医療費通知にて申告した場合、領収書は保管する必要はありません。

## 医療費控除の計算方法

1年間に支払った  
医療費の合計  
(※1)

保険金などで  
補填される金額  
(※2)

10万円  
(※3)

= 医療費控除の額  
(最高200万円)

※1 1年間とは1月1日から12月31日です。

※2 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などのことです。なお保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合でもほかの医療費からは差し引きません。

※3 その年の総所得金額などが200万円未満の場合、総所得金額などの5%の金額になります。